

(会議の経過) 第7回千種中学校区就学前の教育・保育検討委員会

発言者	議題・発言内容
委員 事務局 委員	<p>本日の資料について事務局から説明を。 ※配付資料について説明。 この資料、また事前に事務局から配付しているガイドライン等について質問、意見等があればお願いしたい。</p>
委員	<p>先日、幼稚園で幼保一元化についての研修会を実施した。保護者の方の現在の考えや想いを聞いてきたのでその辺りをお伝えしたい。幼保一元化について、賛成、反対、色んな意見があったが、賛成でも反対でもどちらでもないという意見が一番多かったと思う。認定こども園は栄栗市でも前例がなく不安はあるが、千種で少子化が進む現状もあり、今の保育所、幼稚園の存続よりも少しでも子ども達と一緒に学べる方が良いのではないかという複雑な思いがある。保護者は幼保一元化について迷っているように思える。色んな意見が出たので聞いて欲しい。子どもの数が減る中、幼保一元化は仕方ないことだが、幼稚園のように親と子どもが関わる時間をたくさん作ってほしい。子どもの意見をたくさん取り入れ、色々な教育保育が展開される環境に必ずしていただきたい。幼保一元化の問題を先延ばしにしても良いとは思わない。栄栗市で最初のこども園になるのであれば、市のモデルになるように、法人任せではなく地域、保護者、行政、法人が緻密に関わり作り上げる体制を必ず作り上げて欲しい。地域の中心部に施設を建てていただき、皆が集まりやすい環境にしていきたい。こども園だけになると幼稚園か保育所のどちらかに通わせるという選択肢がなくなってしまうため、相当の覚悟を持って行政や法人に臨んでいただきたい。子ども達がいるところには何らかの形で住民が集まることができるので、この先、千種の子供達が減少しても閉園、他町の施設との合併は絶対無いようにしていただきたい。運営される社会福祉法人の意気込みを聞きたい。栄栗市の財政的な問題もあるかもしれないが、焦らずに時間がかかっても慎重に進めていくべきである。以上のような意見が出た。</p>
委員	<p>認定こども園運営ガイドラインについて、市内の9つの私立保育園から連名で要望書が出されていると聞いている。内容が大きく3つあり、1つはこのガイドラインの撤回をして欲しい、2つ目は幼稚園の適正化を先に進めてはどうか、3つ目は幼保一元化は地域ごとに進めていくものであり、山崎や一宮では認定こども園は受け入れられない、というもの。このガイドラインは受け入れられないということではないか。このことについてどう考えているのか。</p>
事務局	<p>就学前の教育・保育を推進する委員会で意見・提言をまとめている段階から民間保育所からの要望は聞いていた。民間保育所9園と協議を重ね、現在はガイドラインについて理解をいただいていると考えている。千種杉の子会も、理事会への市の職員の参画やガイドラインの目的や主旨について理解をいただいている。市内の他の民間保育所についても、今後、地域ごとに協議をし、より良い方向性を出していきたいということで理解をいただき、要望書としては出していない。</p>
委員	<p>民間保育所としては、教育・保育を推進する委員会で、ガイドラインを決める場にはいなかったと思っている。しかし、疑問について教育委員会と協議する中で、9園の園長先生方も納得しており、要望書としては出していない。杉の子会としては、検討委員会の中で出た意見や課題を重く受け止め、何度も協議</p>

委員	を重ねてきた中で認定こども園をやらせていただきたいという意志を固めている。保護者の方、地域の方、行政の方、教育委員会の支援、協力をいただき皆さんと一緒に進めていきたいと思っており、よろしくお願ひしたい。
事務局	ガイドラインは保育園としては納得しがたいものではないのか。納得されたと聞き驚いた。運営する社会福祉法人が千種杉の子会ということになるのか。新しい社会福祉法人ができてそこが運営するのか。私は社会福祉法人とは新しいものと理解している。そこをはっきりさせて欲しい。
委員	ガイドラインで示しているように、運営主体は宍粟市の保育所運営のこれまでの歴史を考慮して、市内で保育所運営の実績がある社会福祉法人を第一に挙げている。保育所を運営する従来の社会福祉法人ではなく、認定こども園を運営する新たな社会福祉法人になる。母体としては、杉の子会がこのガイドラインでいう運営主体に該当するものと考えている。
委員	それでは納得できない。幼稚園をつぶして保育園をそのままというのはどうなのか。まったく新しい社会福祉法人でスタートするのが筋ではないのか。
事務局	社会福祉法人で新しくとなると、新たに法人の認可をとることになる。千種杉の子保育園についても平成6年に認可をとったが、新たに認可をとることは大変なこと。他のところで1からというのはどうだろうか。
委員	市の職員も理事会の中に参画していくことになり、体制としては新たな社会福祉法人になる。千種杉の子会が今まで保育園を運営してきたということで、千種杉の子会を母体に考えてはどうかということ。
委員	現在の幼児教育では幼稚園のウェイトが高く、幼児教育を中心に考えていけないといけないという思いで言っている。認可をとることが簡単なことではないことは分かっているが、時間をかけて取り組む問題ではないのか。
委員	それは杉の子会ではダメということ、任せられないということか。幼児教育は大切だと思うが、幼稚園でないとダメなのか。
委員	いろいろ視察もして、研究して、幼稚園が主でやっていくほうが良いと思った。そのためには社会福祉法人を新しく作った方がいいのではないかと思う。
委員	新たな社会福祉法人と、杉の子会が新たに立ち上げようとする社会福祉法人は違うのか。
委員	新たに社会福祉法人を作るのだけれども、1から全て立ち上げるのは大変であり、千種杉の子会に母体になってもらうということではないか。杉の子会がそのまま運営を引き継ぐということではないと思う。
委員	そのところが私はなかなか理解しにくい部分で、十分に話をしていけないといけないところではないかと思う。
委員	今私たちが杉の子に預けている子どもはダメという風に聞こえる。
委員	どちらもなくなって、新しい社会福祉法人にするほうが分かり易いということをおっしゃっていると思う。ただ、社会福祉法人を担い手とし、千種杉の子会、保護者、地域、行政の4者がいっしょになって新しくやっていく。まったく新しくするわけではないが、幼児教育を主体に考え、保育もしていくということがガイドラインの中にも謳ってあり、この委員会で検討してきたことにも入っているのではないかと思う。
委員	幼稚園の良い所と保育所の良い所を合わせた新たな認定こども園をつくっていくのだと思う。どこかが母体にならないと話が進んでいかないのでは。
委員	それは新しい形の社会福祉法人と言えらると思うし、そうならないといけない。

委員	認定こども園は幼保連携型を目指していくことになる。保育の部分は杉の子に担ってもらい、幼児教育の母体は幼稚園の専門家が担うシステムになるということになるのではないのか。
事務局	幼保連携型の認定こども園を目指しているので、保育園の認可と幼稚園の認可を持った認定こども園を作っていく。現在、杉の子会は保育所の認可を持つ社会福祉法人だが、新たに幼稚園の認可をとっていただき、幼保連携型の新たな認定こども園を運営する新しい社会福祉法人になっていただく。
委員	幼稚園の認可は簡単なものではなく、時間がかかるのではないのか。
委員	ここで方向性が決まれば、協議会の中で細かいこと専門的なことを決めていってもらわないといけない。
委員	ガイドラインの中で、質を向上させるために幼稚園教諭の派遣とあるが、何年間くらい派遣されるのか。
事務局	保護者、地域、運営主体、行政の4者が協議をしながら、期間についても決めていくことになる。宍粟市内には公立の幼稚園しかないが、幼稚園の教諭は公務員であるため、派遣できる年数には法的に縛りがある。その範囲内の中で、引継、また質を向上させるための派遣の期間を決めていくことになると思う。
委員	それは誰が決めるのか。協議会が決めるのか。はっきりとした年数を示して欲しい。
事務局	このガイドラインは市内全域に係るガイドラインになる。それぞれの地域の実情もあるので、保護者、地域、運営主体、行政の4者の合意を踏まえた上で認定こども園について協議し、必要な事項について市と運営主体が協定を結ぶことになる。今後、幼保一元化の協議会が設置された後に派遣期間なども相談しながら決めていくことになる。
委員	ガイドラインは守ることが前提である。市も社会福祉法人も確約してもらわないといけない。全てを協議会で決めていくとなるとあやふやになっていくのではないのか。ガイドラインを守ることを確約してもらいたい。
事務局	このガイドラインは保育、教育の質を担保するためのものであると考えている。ガイドラインを決めた以上、4者の協議の中で守っていく。法令等の改正に伴うガイドラインの見直しは必要になってくると思うが、行政が一方向的に改正するのではなく、関係者の意見を聞きながら質の高い教育、保育を担ってもらうためのガイドラインにしたい。行政も財政的な支援をし、継続的な教育保育がそれぞれの地域でできるようにしたい。これは教育委員会の決定事項であるのご理解いただきたい。
委員	職員を派遣するのではなく、優秀な幼稚園の先生がずっといるようにしてもらいたい。宍粟市で初めてのこども園になるならモデルになるような新しいものにして欲しい。そういう意味で新しく社会福祉法人をと言っている。
委員	幼児教育と保育は別のものである。一緒になることは良いのだが、一定期間だけの幼児教育をして、その後は保育だけになるのではないのか。幼児教育と保育は同時に進めていかないといけないものだと思う。
事務局	3、4、5歳の教育の部分は、幼児教育がしっかりできる環境を作っていくという考えをこども指針で示している。幼稚園の幼児教育と保育所の養護・教育の部分はいずれも重要であり、短時間、長時間の受入れ時間の違いはあるが、3年間の教育課程を考えた上で総合的な教育過程を考えていく必要があると思う。教育要領と保育指針でも教育の部分での方向性は同じであり、同じ目的、

委員	<p>内容で取り組んでいる。このようなことから幼児教育と保育がまったく別のものという考え方にはならないと思っている。</p>
委員	<p>このガイドラインなり指針に基づけば幼児教育が保障されるということだと思う。保育士、教諭の派遣ではなく常勤にしてもらいたいという意見があったが、公務員の派遣になり年数に限りがあるということだが、4者が協議し上手く進むまでは何年でも携わってもらいたいと思う。</p>
委員 委員	<p>派遣になると幼稚園の先生と保育園先生の給与の面が違って来る。そういう面でも上手くいくのかという疑問がある。</p>
委員 委員	<p>ずっと勤めてもらえるのであればもちろんそれが良いと思うが。 この検討委員会の役割は、場所と、運営方法の公か民か、開始時期を検討することになっている。その後は協議会をつくり、そこで協議していくということで、方向性を決めたら検討委員会の役目は終わると思っている。先生の給料等のようなことまで議論する必要はないのではないか。運営主体の選定基準についても、社会福祉法人を基本として業者の選定をしていくことになる。杉の子会がそのまま運営主体になるということではないと思う。</p>
委員 委員	<p>私もそのように認識している。 言われるとおりでと思うが、いろんな心配や不安を解消するために出てきた議論だったと思う。</p>
委員	<p>不安があるのであれば協議会に参加してもらい、心配していることを議論していけば良いのではないかな。</p>
委員	<p>千種における幼保一元化については、いろんなことが重なり市に不信感や不安もあった。ガイドラインは教育委員会で決定したことなので必ず最後まで守ってもらおう。信じるか信じないかはそれぞれの判断だと思うが、協力し合い、新しいものをつくるという方向で前向きに考えたい。副会長と相談し、実施時期、場所などこちらでまとめた案を用意したので見てもらいたい。</p>
委員 委員 委員	<p>※資料配付後、朗読。 これについて意見があれば出して欲しい。 実施時期についてはできるだけ早くして欲しい。実施場所については、安全安心の意味で土井久の辺りが良いと言ってきたが、小学校の近くという意見が多いということであれば小学校の近くでも良い。狭い敷地なので、できるだけ有効に土地を使ってもらいたい、プールを無くすことは絶対に反対である。プールを移設してでもプールは確保してもらいたい。運営のあり方に関しては市も民営でという方向で考えているのでこれで良いと思う。子どもが減ってきているので民営では行き詰まってくるかもしれないが、そのときは市が責任を持つということを保護者の方にしっかり示してもらえれば、保護者の不安も取り除けるのではないかなと思う。</p>
委員	<p>現在の杉の子保育園の場所が、認可をもらったときに、千種で日当たりも場所も良く、交通量も少なく散歩コースとしてもとても良いとの話だったのでそのことは伝えておきたい。皆さんの意見に反対ということではない。</p>
委員	<p>こちらの要望した場所の用地買収が不可能なら、要望した場所が変わることになるのか。</p>
事務局	<p>用地を買収することになると相手がいる。万が一ダメであれば、みなさんと相談しながら次の適地を探すことになると思う。ただ、この委員会で実施場所を決めていただき、これまでの協議や土地の活用を検討する中で用地の確保が必</p>

委員	要ということであれば、そのために最大限努力し、交渉をしていくということでご理解いただきたい。
事務局	ガイドライン、指針についての質問だが、ガイドラインには人事交流について載っていないが、以前、全体委員会で社会福祉法人間での人事交流についての話が出たと聞いていたが、それについてはどうなったのか。
委員	ガイドラインの円滑な引継ぎのところ「職員の人事交流及び派遣」を掲げている。また「教育・保育の質の向上・充実のためのしくみ」の中の「研修体制、園評価の実施」のところでも示しているように、職員交流研修などを検討していただけたらと思っている。
事務局	一時的な人事交流ではなく、民間同士での人事交流の話はなくなったのか。
委員	社会福祉法人同士の職員間の交流の目的は質の向上なので、質の向上のためのあらゆる手段は4者で常に協議をしていくことになる。ガイドラインでは、最低、守っていただくものを明記したものであり、社会福祉法人同士のものについては記載していない。
事務局	より良い教育保育に結びつくには、その辺りが明記されないと分からないのではないかと。「より良い」とはどのようなことか。
委員	「教育・保育の質の向上・充実のためのしくみ」では、施設の充実や養護教諭等の職員の配置などのほか、研修を充実させるための職員を配置し、スキルアップができる仕組みを市が支援していくことがより良い教育に繋がるということを謳っている。
事務局	宍粟市としての運営のあり方ガイドラインはできたが、今から千種地域としての、地域の子どものための認定こども園のガイドラインも必要になってくるのではないかと。
委員	そう思う。また、社会福祉法人で運営できなくなったら教育委員会で責任をもって必ず公立で運営してもらいたい。ガイドラインも千種としてのもっと詳しい内容のものを協議会で作ってってもらわないといけないと思う。
事務局	運営主体がどのような形になると、幼児教育・保育について市が責任を持つ。これは法で決められたことである。地域ごとにそれぞれの事情があるので、協議を重ね、4者で地域の子どものための認定こども園を作っていく。幼児教育の質の部分は見えにくいと思うが、公表などの仕組みの中で日々つくり上げていきたい。
委員	実施時期については、早い方がいい、遅い方がいいという意見があったが、私自身としてはできるだけ早い方がいいと思う。
委員	早い時期とはいつ頃のことになるのか。
委員	例えば今から用地買収に入るとしても、協議が何年かかるか分からないが、協議に入るのは早いほうが良い。
委員	平成27年4月から子ども・子育て新システムが始まれば、事務手続きが簡素化される。その辺りを見据えていくのかどうか。
委員	それは見据えていかないといけない。法が改正されれば、その内容も取り入れていかないといけない。
事務局	2年前、予算が1億800万で通っていた。それはどうなっているのか。
委員	平成23年度当初予算に計上されたが執行できなかった。予算は単年度ごとの議決になる。建物を建築するとなれば、新たに予算の議決をいただくことになる。
委員	平成25年度の予算に計上する予定なのか。

事務局	地域の方向性を決定してもらい、早期に準備はしたら良いと判断してもらえらば、例えば用地費など、何費かは別として認定こども園開設に向けた必要な経費は計上していきたい。
委員	時代の変わり方がスピーディになってきている。100%用意、準備ができてからでは遅い。時代の変化に応じてその都度、対応していくことも必要だと思う。平成27年の新しい制度を待っていたらできるのは平成30年になってしまう。それでは今までの議論がなんだったのかということになる。
委員	円滑な引継となっているが、移行期間は2年になるのか。
事務局	2年程度としているが、2年に限定したものではない。協議会で決めていく。
委員	具体的なことは専門の方に協議していってもらいたい。
委員	ガイドラインは宍粟市全体のガイドラインであり、千種だけのものではない。千種はこども園を選択するが、他の地域は他の選択肢があるのか。それとも宍粟市は全て認定こども園になるのか。
事務局	市としては認定こども園を全市的に進めていく。千種だけを認定こども園にするということではない。そのためのガイドラインである。市内の社会福祉法人とも、細部の協議は必要だが方向性は確認した。
委員	最終的には市内の幼稚園がなくなり認定こども園になるということか。
事務局	平成21年度8月に幼保一元化計画を立てた。市の目指す方向としては認定こども園を目指していく。過渡期では、認定こども園、保育園、幼稚園が存在している。地域と話し合いをしていく中で認定こども園を目指していきたい。
委員	法令が変わった場合にはガイドラインの見直しがある。27年度4月1日から法令が変わった場合は変わることがあると解釈している。
委員	この会長、副会長からの案で方向性を決定するのか。
委員	大きな方向性として、千種中学校区における認定こども園について、実施時期についてはなるべく早く、場所は小学校の近くで、社会福祉法人でということと返事をしたいと思っている。
委員	ガイドラインを守ってもらえるという市の確約がないといけない。署名捺印をしてもらおうとか。
委員	ガイドラインを守るといような文を加えることはできるか。社会福祉法人がなくなっても公で責任を持って運営するという内容に加えてもらえるのか。
委員	小学校の隣に土地を確保するにしても、プールは必ず確保することも加えてもらいたい。
事務局	ガイドラインに署名する、子どもが少なくなった場合でも行政が責任を持つ、プールは絶対確保する、という3点だったと思う。ガイドラインについては教育委員会という公開の場での決定事項であり、署名以上の重さを持つものである。ホームページにも載せていく。また、地域の子どもの将来に責任を持つことは児童福祉法にも行政の責務と規定されている。法律で決められていることなので心配することはないと思う。プールについても、ここで方向性を決めていただけるなら、それも含め検討し、努力していきたい。
委員	法律の規定もあるということだが、「千種中学校区におけるこども園について」の最後に加えてもらえればみんな安心してもらえるのでは。
委員	ここで決めて平成25年予算に用地費だけでも計上してもらいたい。
委員	心配事もたくさんあるとは思いますが、大きな方向性としてはこの案で進めていく

委員	ことでしょうか。
委員	ガイドラインなどはまだ他の保護者の目に触れていないので、保護者説明会などはするのか。この委員会の決定が千種地域としての決定になるのか。
委員	ガイドラインの内容を保護者の方に説明していただけるか。また、この委員会としての決定になるのか、それぞれの代表として判断したことになるのか。
委員	私は今までこの委員会で代表として話をしてきたつもりである。
委員	今回のガイドラインをまだ他の保護者は見ていない。協議会に入るともう止めることができない。
委員	協議会には、教育委員会、保護者代表、地域代表、運営主体の方が入る。止められないといったことにはならないと思うし、あってはならない。
委員	小学校の統合の時は全体会が3回ほどあり、その後、部会に分かれて気づけばできてしまっていた。
委員	そのようなことが絶対ない協議会にしないといけない。代表としての意見なのかどうなのかという話があったが、私は委員会のメンバーとしての意見を出せば良いと思うが。幼稚園保護者の話もあったが、皆さん迷っている。でもこのままでは困る。そんな中で、皆で相談してこんなふうにするればいいのかという意見を出していけばいいのではないかと思う。
委員	他の住民への説明というのはもうないのか。
委員	委員会の結果と協議会を立ち上げることについての説明ということか。それについて事務局どうか。
事務局	特に子育て中の方にはガイドライン、こども指針等の説明をさせていただく必要があると考えている。協議会になっても新しいより良い制度を作り上げるためにしっかり協議していきたい。また、冒頭、幼稚園保護者で研修会をされたという話だったが、保育園、幼稚園等の保護者代表の方をはじめ、これまでの間それぞれの立場でそういった協議や相談もしていただき、それぞれの立場からの意見をいただいたと思う。地域の方向性をこの委員会で示してもらい、それを受け教育委員会として判断していきたい。委員の皆さんすべてが全権を委任された立場でないことは重々承知しているが、それぞれ意見や情報を集約いただく中でこれまで議論いただき、出していただいた判断については、千種町域の方向性として受け止めさせていただきたい。
委員	幼稚園がなくなってしまうということで幼児教育について一生懸命言ってきたが、保育園の方は4、5歳の父兄として希望する幼児教育・保育はあるのか。
委員	幼稚園、保育園のどちらが正解かは将来になっても分からないと思う。各家庭で事情があってそれぞれに預けているが、教育の内容は先生方に任せている。幼児教育、保育の違いは分からないが、ただ先生方を信頼している。それは幼稚園の保護者も保育園の保護者も同じではないか。しっかりした子どもを育ててくれば良い。それが幼稚園か保育園か認定こども園かという選択肢よりもきちんとした施設、きちんとした先生に預けたい。
委員	実施時期についてはできるだけ早い時期に、場所については小学校周辺で、運営のあり方については、先ほど意見のあった3項目を加えてもらい、最後まで教育委員会が責任を持っていただきたい。この委員会としては、こういう大きな方向性で返事を返していきたいと思うがどうか。
委員	他は良いが、3の運営のあり方について反対である。このまま社会福祉法人でということでは納得いかない。協議会になればこのまま進んでしまう。公立か

委員	<p>社会福祉法人かということについてこれで決めてしまうというのはどうか。過疎地域であるがゆえに社会福祉法人でよいとは言えない。</p> <p>初めから公立でできれば問題がなかったが、市としては社会福祉法人の認定こども園を提案されている。それならばこれだけの条件をとったことをこれまで協議してきた。それでも公立でということだが、それではたして前に進むのか。他の方の意見はどうか。何がどう決まっても進めていくのは人、皆で協力して認定こども園を作り上げていこうという我々の姿勢が大切ではないかと思う。「夢」の他に「努」と書いても「ゆめ」と読むそう。夢に近づくのは努力が必要なのではないか。これから4者が1つになって作り上げてくことで社会福祉法人になっても皆でやっていけると思う。まだ意見のある人もあると思うが、この方向性について他にどうしてもという方がなければ、これで会を閉じたいと思うがどうか。</p>
委員	<p>事務局に聞くが、協議会の中でどうしてもダメという意見が出た場合、1から検討していくことになるのか。</p>
事務局	<p>問題をクリアしていくことが協議会だと思う。仮定の話で、反対意見が出た場合に解散するのか止まるのかではなく、問題を協議し、クリアしていく方向に努めたい。</p>
委員	<p>すべてのことが今すぐ結果として出るわけではない。どの会でも反対意見はある。反対意見も意見として聞くが、総意として方向性が決まったなら反対意見の方にも同じ方向を見てもらわないといけない。</p>
委員	<p>時期、場所、運営のあり方、何名か反対の方もおられるだろうが、おおむねこの方向で仕方がない、皆ですばらしい認定こども園を作り上げていこうと思ってもらい、方向性としては、ガイドラインに沿った認定こども園の建設を進めるということで決めさせてもらいたい。</p> <p>多くの委員の皆さんに何度も集まっていただき、また傍聴の方もたくさん来ていただき、教育・保育について真剣に考えていただけたことをありがたく思う。今後ともお力添えをいただきたい。</p>